

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成21年5月29日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス一関三関店 一関市三関字神田162番地1
- (3) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成21年5月8日

2 届出年月日 平成21年5月7日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所